**平成２７年（フ）第３７４号**
大分市大字津守788番地の１（セジュール森岡Ａ棟202）
債務者　児玉　健正
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第２９９号**
宮崎県児湯郡都農町大字川北3536番地１
債務者　猪股　一男
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第３２８号**
宮崎市高松町２番28号　ダイニマンション308号
債務者　松田　　享
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第３３９号**
宮崎市花ケ島町赤江町1348番地　第１小野ビル401号
債務者　野口　摩夜
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第９３号**
鹿児島県霧島市国分中央３丁目36番25―403号　パレスピーナッツ
債務者　中村妃香瑠
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２７年（フ）第１０４号**
福島県郡山市台新１丁目31番10号　台新ビル401号
債務者　円谷　貞夫
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第１２１号**
福島県郡山市字山崎300番地の３、前住所福島県郡山市昭和２丁目22番９号
債務者　菊地　廣子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第５０６号**
千葉県松戸市新松戸３丁目269番地　光コーポＢ－５号
債務者　渡邊美保子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５３９号**
千葉県野田市中里1228番地の５
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第１５１４号**
名古屋市東区泉１丁目11番17号（ＫＭハイツ501号）、従前の住所名古屋市天白区中平２丁目503番地（パークホームズ天白中平グランシエル403号）
債務者　大平　祐也
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１７６０号**
愛知県愛知郡東郷町諸輪字中木戸西276番地　医療法人和合会、住民票上の住所名古屋市瑞穂区竹田町４丁目21番地　県営竹田住宅Ｓ棟103号
債務者　濵島　将徳
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１９０号**
兵庫県神戸市兵庫区塚本通５丁目１番11号302号、申立時の住所広島県福山市大門町２丁目20番30号　シティーハイツ光雲201号
債務者　塚本誠一郎
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２７年（フ）第１９４号**
広島県福山市高西町３丁目14番39―２号　ブランドーレＢ102、住民票上の住所広島県尾道市東久保町７番４号
債務者　向井　徳満
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２７年（フ）第１０９号**
鹿児島県鹿屋市吾平町麓187番地３　県営グリーンビレッジ吾平団地５棟101号
債務者　四位めぐみ
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２７年（フ）第５０３号**
千葉県松戸市松戸2126番地
債務者　山本　憲行
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５８７号**
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目21番２―207号
債務者　田中　圭介
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部